

高次脳機能障害の精神障害者保健福祉手帳診断書作成のポイント

高次脳機能障害は「その他の精神疾患」として精神保健福祉手帳の申請が可能です。また、器質性精神障害として障害者総合支援法による福祉サービスの対象となっており、精神保健福祉手帳を取得しない場合でも、高次脳機能障害については診断基準に基づいた高次脳機能障害診断書（精神科医に限らず主治医で可）により福祉サービスの申請は可能です。

I 診断書作成医師の要件

精神保健福祉手帳診断書は精神保健指定医又は精神科を標榜する医師が作成することになっておりますが、高次脳機能障害については診療科が多岐に分れているため、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科を専門とする医師が主治医となっている場合、これらの医師であっても精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば作成が可能です。

II 診断書記入に当たって留意すべき事項

1 「① 精神疾患の病名」

高次脳機能障害と診断された場合は国際疾病分類 ICD-10 の「F0 症状性を含む器質性精神障害」に該当します。

- 1) 記憶障害が主体の場合 F04 器質性健忘症候群
- 2) 注意障害、遂行機能障害が主体の場合 F06 脳の損傷及び機能不全ならびに身体疾患によるその他の精神障害
- 3) 社会的行動障害が主体の場合 F07 脳の疾患、損傷および機能不全による人格及び行動の障害。

2 「② 初診年月日」

手帳の交付を求める精神疾患について、**高次脳機能障害に係る診療を受けた日（初診日）の記載は、診断書が初診日から 6 か月以上経過した時点**のものであることを明らかにすることが必要です。その精神疾患について前医による治療経過がある場合には、前医の初診日を記載することになる。その前医の初診日の記載が、「診療録で確認」したものか、「本人又は家族等の申し立て」によるものかの別についても記載することが必要です。

また、**前医の初診日を確認することが困難な場合は、「主たる精神障害の初診年月日欄」には不明と記入する。この場合は、診断書作成日が診断書作成医療機関の初診年月日から 6 ヶ月以上経過していることが必要です。**

3 「③ 発病から現在までの病歴および治療の経過、内容」

高次脳機能障害の程度を総合的に判定するためには、精神疾患（機能障害）の状態や能力障害（活動制限）の状態の確認に基づいた高次脳機能障害の程度の総合的判定が必要ですが、そのためには、これまでの病歴や治療経過の他に生活の状況、障害福祉サービスの利用状況等さまざまな情報が有用です。

高次脳機能障害の場合は、発病の原因となった疾患の発症日を記入することが必要です。

4 「④ 現在の病状、状態像等」

診断書記入時の現症についての記載欄です。この欄には、診断書記入時点のみでなく、概ね過去 2 年間に認められたもの、概ね今後 2 年間に予想されるものも含めて記載することが必要です。

5 「⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」

精神医学的見地から疾患（機能障害）の状態を具体的に記載します。また、当該状態像を裏付けるのに必要な検査やその検査所見およびその実施日を記載します。なお、病状等で検査施行が不可能な場合にはその理由も記載することが必要です。

6 「⑥ 生活能力の状態」

能力障害（活動制限）の状態の確認のために必要な情報の記載欄。「1 現在の生活環境」については、診断書記入時点での状況を○で囲みます。また、施設等に入所している場合には、施設名を記入します。

「2 日常生活能力の判定」欄及び「3 日常生活能力の程度」欄については、保護的な環境（例えば、病院に入院しているような状態）でなく、例えばアパート等で単身生活を行った場合、又は入所や在宅で家族と同居であっても支援者や家族がいない状況での状態を想定し、そのような場合での生活能力について、年齢相応の能力で判断し、記載します。また、現時点のみでなく、これまでおおむね 2 年間に認められ、**高次脳機能障害の場合は現疾患発症以降に生活能力の低下が生じたことを確認する必要があります**。また、おおむね今後 2 年間に予想される生活能力の状態も含めて判定しての記載が必要です。

7 「⑦ ⑥の具体的態度、状態等」

生活能力の状態において、⑥に追加して具体的に記述することがあれば、ここに記載します。

8 「⑧ 現在の障害福祉等のサービス利用状況」

日常生活、就学、就労等の場面において、現に援助を受けている状況にある場合にあっては、どのような援助（援助の種類や提供者）をどの程度（援助の量）提供されているかについて具体的な記載が必要です。

9 「⑨ 備考」

①～⑧欄の記載事項の他に精神障害の程度の総合判定に参考になると思われることがあれば、本欄に記入します。